

## 令和7年度南相木村物価高騰対策燃料券交付事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、原油価格高騰による村民の経済的負担を軽減するため、南相木村物価高騰対策燃料券（以下「燃料券」という。）を交付し、暮らしの支援を図ることを目的とする。

### (対象者)

第2条 燃料券の交付対象者（以下「交付対象者」という。）は、令和8年1月1日（以下「基準日」という。）において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳に記録されている者

### (燃料券の交付等)

第3条 前条に規定する交付対象者に対し、1人あたり5,000円分の燃料券を配布する。

2 燃料券の1枚当たりの額面は、1,000円及び500円とする。

3 燃料券の交付は、南相木村が該当者に送付するものとする。

### (利用の対象)

第4条 燃料券を利用できる対象品目は、ガソリン、軽油及び灯油（以下「燃料」という。）とする。

### (燃料券の使用方法)

第5条 交付対象者は、燃料券を燃料販売業者（以下「指定販売業者」という。）に提出し、燃料の現物を受領するものとする。

2 指定販売業者は、対象者に燃料券と引換に燃料を販売したときは、村長に対し燃料券を添えて請求するものとする。

### (燃料券の返還等)

第6条 村長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付した燃料券を返還させることができる。

（1） 燃料券を他に転売したとき。

（2） その他燃料券を不正に使用したとき。

### (燃料券の有効期限)

第7条 燃料券の有効期限は、令和8年3月15日までとする。

### (燃料券の換金手続)

第8条 村長は、使用された燃料券について、指定販売業者に対し、その券面金額に相当する金銭を支払うものとする。

2 指定販売業者は、令和8年3月15日までの取引において受領した燃料券を、任意の換金依頼書を添えて提出するものとする。

3 前項の規定による支払は、指定販売業者が指定する預金口座への振込により行うものとする。

4 指定販売業者は、令和8年3月20日までに、燃料券の換金を申し出なければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるものほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。